

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 503

## ホームリーブ費用の取り扱い

**Q** 当社の従業員で海外に駐在している者(役員ではありません)が、1年に1回日本で休暇を取ることを認めており、その往復の航空券代を当社が負担していますが、従業員の給与として課税されるのでしょうか？

### 解説

海外勤務を行っている者が、日本に一時帰国をして休暇を取る制度を、一般に「ホームリーブ」と呼んでいますが、この帰国の際に往復の航空券を会社が負担する場合、この航空券の代金が所得税法上、課税されるかどうかについては、直接答えとなる法令等はありませんが、2つの側面から課税されないと思われれます。

#### 1. 国内勤務の外国人のホームリーブの旅費

質問とは逆ですが、「日本国内に勤務する外国人の休暇帰国のための旅費」については、次の要件を満たす場合には、所得税は課税されません。

**就業規則等に定められていること。**

**おおむね1年以上の期間ごとのホームリーブであること。**

日本と当該国との間の**往復の旅費**であること。(家族と一緒にの場合は**その家族全員の旅費が対象**となります。)

最も経済的、合理的な経路、方法である部分の金額に限られること。

上記のケースは質問とは逆ですが、勤務地が逆となるだけで、**その所得税の取り扱いに差異はないものと思われれます**ので、上記の要件を満たせば課税されることはないものと考えられます。

#### 2. 国内源泉所得との関係

非居住者が受け取る給与で、日本において所得税の課税対象になるのは、**国内源泉所得、すなわち、国内勤務に起因する部分**です。ご質問の場合は、貴社の従業員は国内勤務がないものと考えられますので、貴社が支給するホームリーブの旅費については、この点からも課税されないこととなります。

### 要するに...

ホームリーブの旅費については、**1年に1回**でその金額が**合理的**であれば、原則として給与として課税される**ことはない**と思われれます。ただし、**就業規則等に規定を設けておくこと**をお勧めします。